

委員会の概要について

香川県経営・生産対策に係る事業評価委員会の概要

1 開催の趣旨等

平成11年に施行された食料・農業・農村基本法において、「国及び地方公共団体は、食料、農業及び農村に関する施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備並びに行政運営の効率化及び透明性の向上に努めるものとする。」とされている。

また、平成14年に施行された行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づき作成された農林水産省政策評価基本計画においては、「政策評価の客観性を確保し、多様な意見の反映を図るとともに、評価手法及び透明性の向上を図ること」を目的に、農林水産省政策評価第三者委員会が設置され、各県においても、農業関係の国庫補助事業等について、補助事業の効率的かつ適正な推進を図るため、関係者以外で構成する第三者機関に意見を聴くこととされている。

香川県経営・生産対策に係る事業評価委員会は、こうした情勢を背景として開催するものであり、県農政水産部が所管する国庫事業（非公共事業）等の効率的かつ適正な執行を図るため、事業内容等について検討することとする。

2 香川県経営・生産対策に係る事業評価委員

委員は、県その他関係行政団体などに属する者以外から選任し、知事が委嘱する。

香川県経営・生産対策に係る事業評価委員会委員（平成28年7月1日現在）

氏名	所属及び役職
亀山 宏	香川大学農学部 准教授
久保田 英俊	久保田税理士事務所 所長
谷本 小百合	高松リビング新聞社編集部 副編集長
山田 浩示	㈱日本政策金融公庫高松支店 農林水産事業 統轄
吉原 清美	香川県生活協同組合連合会 理事

（敬称略、五十音順）

香川県経営・生産対策に係る事業評価委員会設置要領

(設置の目的)

第1 強い農業づくり交付金対象事業、産地パワーアップ事業、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業、かがわの水田有効活用条件整備事業、「おいでまい」等ブランド強化事業、薬用作物振興事業、香川園芸産地活性化促進事業、農作業支援体制構築事業、オリーブ生産拡大総合支援事業、盆栽産地基盤強化対策事業、かがわ6次産業化等促進整備事業及び企業等農業参入促進事業の実施手続等についての意見を聴くため、香川県経営・生産対策に係る事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2 評価委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中に欠員となった補充の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員の再任は妨げない。

5 委員は、協議に関して知り得た個人情報について、個人の権利利益の保護に留意し、第三者に漏らしてはならない。委員を退任した後においても同様とする。

(委員長)

第3 評価委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、予め委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(庶務)

第4 評価委員会の庶務は、農政水産部農業生産流通課で処理する。

(その他)

第5 この要領に定めるもののほか、評価委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成13年3月23日から施行する。

この要領は、平成14年5月29日から施行する。

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年3月22日から施行する。

この要領は、平成22年3月26日から施行する。

この要領は、平成23年3月22日から施行する。

この要領は、平成24年3月30日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年9月 2日から施行する。

この要領は、平成28年4月 1日から施行する。